

岡山県環境への負荷の低減に関する
条例施行規則の一部改正（案）

水質汚濁防止法施行令別表第 1 (抜粋)

第 71 号の 3 一般廃棄物処理施設 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号) 第 8 条第 1 項に規定するものをいう。) である焼却施設

第 71 号の 4 産業廃棄物処理施設 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項に規定するものをいう。) のうち、次に掲げるもの

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和 46 年政令第 300 号) 第 7 条第 1 号、第 3 号から第 6 号まで、第 8 号又は第 11 号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者 (同法第 14 条第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第 14 条の 4 第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。) をいう。) が設置するもの

ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 12 号から第 13 号までに掲げる施設

産業廃棄物処理施設(廃掃法施行令第7条)

政令第7条の号	産業廃棄物処理施設		許可対象規模(処理能力)
1	汚泥の脱水施設		10m ³ /日を超えるもの
2	汚泥の乾燥施設	乾燥施設	10m ³ /日を超えるもの
		天日乾燥	100m ³ /日を超えるもの
3	汚泥の焼却施設		5m ³ /日を超えるもの 200kg/時以上のもの 火格子面積2m ² 以上のもの
4	廃油の油水分離施設		10m ³ /日を超えるもの
5	廃油の焼却施設		1m ³ /日を超えるもの 200kg/時以上のもの 火格子面積2m ² 以上のもの
6	廃酸又は廃アルカリの中和施設		50m ³ /日を超えるもの
7	廃プラスチック類の破碎施設		5t/日を超えるもの
8	廃プラスチック類の焼却施設		100kg/日を超えるもの 火格子面積2m ² 以上のもの
8の2	木くず又はがれき類の破碎施設		5t/日を超えるもの
9	有害物質を含む汚泥のコンクリート固型化施設		すべてのもの
10	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設		すべてのもの
11	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設		すべてのもの
11の2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設		すべてのもの
12	廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設		すべてのもの
12の2	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設		すべてのもの
13	PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設		すべてのもの
13の2	産業廃棄物の焼却施設 (上記3、5、8、12に掲げるものを除く)		200kg/時以上のもの 火格子面積2m ² 以上のもの
14	産業廃棄物の最終処分場	イ 遮断型最終処分場	すべてのもの
		ロ 安定型最終処分場	
		ハ 管理型最終処分場	

国、地方公共団体、産業廃棄物処理業者が設置する場合、水濁法施行令別表第1第71号の4イに基づく特定施設に該当

水濁法施行令別表第1第71号の4ロに基づく特定施設に該当